



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

たのしく充実した【セカンドライフ】を迎えるために

～ 自分らしい人生の更なる高嶺を目ざして ～

当初、「終活」という言葉のイメージは、自分の葬儀やお墓などについて考える「死の準備」と捉える人もあり、元気なうちから死について思いを巡らすのは「縁起が悪い」という人もいました。しかし、2010年の新語・流行語大賞にノミネートされ、2012年には新語・流行語大賞でトップテンに選出されるなど、終活に前向きなイメージが持たれるようになり現在では日常的に使われるようになりました。

この終活とは、「自分の人生を振り返り整理する。そして、更にこれからの人生をより良く生きるためのキッカケにする」ことだと思います。

2010年をピークに日本の人口は減少傾向に入っています。終戦直後の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は5%程度でした。2020年は3617万人で、総人口に占める割合（高齢者率）は28.7%となり、高齢者人口・高齢者率ともに過去最高の更新が続いています。高齢者の人口割合は増え続け、2060年には、人口の約40%を占めるといわれています。

更に、来年の予測出生数は新型コロナウイルス感染症などの影響で70万人台まで落ち込むと見られています。

20世紀初頭のように子供が多い時代には、親の老後の世話や故人の後始末を分担して行うことができましたが、現代のように子供1人が珍しくない時代には、子供へ大きな負担はかけられません。また、おひとり様やDINKS（共働きで子供をつくらない、持たない夫婦）も増加しています。そのため社会現象として【終活】が広がっています。

厚生労働省は9月15日、全国の100歳以上の高齢者が同日時点で8万450人に上り、初めて8万人を超えたと発表しました。100歳以上の高齢者は、統計を取り始めた1963年には全国で153人でしたが、81年に1000人、98年に1万人を突破し、2012年には5万人を超えました。

60歳で定年退職し、90歳・100歳まで生きると想定すれば、余生は、とてもとても長い時間となります。自分らしい充実した人生を送るためには、元気な今だからこそ【終活】をはじめましょう。

「終活」の一環として「生前整理」をする人がいます。元気なうちに、相続も含め自分の持ち物を見直し、不要なものを処分しようというものです。年齢を重ねると、片付けや掃除が体力的にもつらくなってくるので、早めに取り掛かると楽です。最近テレビでも、ある俳優ご夫婦が終活として家財など生前整理をしたと話題にもなっていました。

独居老人が孤独死をして、遺品整理あるいは「親家片[おやかた]（親の家の片付け）」に苦勞するという社会問題が生じています。別居する子供がいる場合でも、遺品が多いと子供にとって親の家の片付けが大きな負担となり、専門の遺品整理業者を雇う場合が多くあります。からだが動く間に、自分にとって本当に大切なできるだけ少量のものだけに絞っておくことが必要です。また、インターネット上の登録情報や電子データなどのデジタル遺品について前もって整理したり、マイナンバーなどの種々のカード、ログインIDやパスワードなどの情報を残したりして対応を決めておくことも必要です。

物理的にすっきりした住まいは暮らしやすく快適で、心も軽やかになることが多いようです。自分の死後、遺族に遺品整理の手間をかけないという点でも意味のあることです。実際、自分の親の遺品整理をして、その大変さから「子供に同じ思いをさせないように」と生前整理をはじめた人もいます。

財産について、先立った配偶者にすべて任せっきりにしていたので、通帳・保険証券などの保管場所や、どの印鑑が使われているのか、公共料金の支払いはどうしていたのか全てのことがわからず大変だった。自分が死んだら困るのは子供なので、ちゃんとわかるようにしておかなければと思いました、という話を伺うこともあります。

同居している配偶者ですら途方に暮れるのですから、一緒に暮らしていない息子や娘が戸惑うことを想像するのはそれほど困難ではありません。

例えば、エンディングノートには、不動産、預貯金、有価証券、生命保険、宝飾品などの財産について記入するページが設けられています。その内容にそって整理していけば、今持っているものを目に見えるかたちにすることができ、後日、生命保険の請求忘れがないとか再検討などにもつながります。これもまた「前向きな終活」です。

エンディングノートを書き進めると、いかにたくさんの身の回りのものがあるか、ふと気づかれる方がたくさんいらっしゃいます。数年前に「断捨離（だんしゃり）」という言葉が流行りました。必要なもの・不要なものを整理する。これも「前向きな終活」ですね。

ただ、ここで気をつけなければならないのは、**エンディングノートには法的な拘束力がない**、ということです。エンディングノートに希望が書かれていても、遺族の誰かがそれを認めなければ無意味となってしまいます。確実に法的に認められた文書に遺したい場合は、**「遺言書の作成」**をおすすめします。

遺言書があれば、その内容が最優先され、その後に法定相続が続きます。遺言書には書き方に細かなルールがあり、少しでもルールから外れると無効になってしまいま

す。法的に有効な遺言書を遺すためには、専門家に相談されることをおすすめします。遺言は大切な財産にかかわる、重要な法律行為です。自分だけの知識で判断して不適切な処理になってしまつては大変です。

相続が「争族」とならないためにも、十分に考える必要があります。

ペットのことも終活の一環として考えておきましょう。ペットは大切な家族の一員です。もし飼い主が入院したら誰に面倒をみてもらいますか？ペットの生活習慣や好みの食べ物など、簡単にまとめておくだけでも、ペットを預かる側にはとても助かります。なによりペット自身が慣れない環境のなかでも穏やかに過ごせることでしょう。

病気やケガはいつ起こるか予想ができません。ペットを飼っている人は、自分のことだけでなく、愛するペットのための項目をエンディングノートに追加しておきましょう。

【終活】は決して暗いものではありません。人生の終末へ向かう手順ではありません。それどころか、終活をしたことで、以前より人生を楽しく過ごせるようになったという方も多くいらっしゃいます。

元気な今だからこそ、あらたな夢を再発見し、たのしく自分らしいセカンドライフを迎えるための準備として終活をはじめてみてはいかがでしょうか。

100歳時代の下、自分らしい人生の更なる高嶺を目指して！！

行政書士試験合格者 立石明子

12月の税務と労務

- | | |
|-------------------------|------------|
| ・ 10月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(1月4日) |
| ・ 4月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(1月4日) |
| ・ 4月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(1月4日) |
| ・ 11月分源泉所得税納付 | 期限(12月10日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>